

審 査 表

選定基準	審査項目	様式	具体的な評価項目	得点	配点	詳細		
1	町営住宅等の設置目的と基本目標の確実な実施が見込まれること	(1)設置目的と基本目標の確実な実施	2-1①	・管理の基本方針が、施設の設置目的、基本目標、基本的考え方に一致しているか。	8.4	10	2	
			2-1②	・管理を希望する目的・理由が妥当なものであるか。			2	
			2-1③	・事業計画の実現性はあるか。			2	
			2-1④	・収入・支出の精算と事業計画の整合性はあるか。			4	
2	町営住宅等の公平な利用が確保されること	(1)公平な利用の確保	2-2	・各種管理業務の実施に当たって、入居者等の公平な利用が担保されるものであるか。	適	適・否		
3	町営住宅等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の削減が図られるものであること	(1)サービスの向上	2-3①	・受付日・時間等について、入居者等の便に配慮したものであるか。 ・入居者等に対するサービスについて、人権や福祉への理解に基づいたものであるか。	16.0	20	5	
			2-3②	・提案型事業の提案は町の意図した企画となっているか。			5	
			2-3③	・入居者からの意見の把握方法が適切か。			10	
		(2)利用者意見の反映・運営の革新性	2-3④	・住宅使用料の収納及び滞納対策に工夫がなされているか。	13.8	20	5	
			2-3⑤	・管理全般について、これまでにない新たな視点や取組がなされているか。			5	
			2-3⑥	・その他、施設の効用最大化のための魅力的な提案がなされているか。			5	
			2-3⑦	・次の計算方法により算出する 申請者の点数 = (a) / (b) × 配点 (a) : 申請者間における、掲示された町委託費収入の最低限 (b) : 申請者が掲示した町委託費収入の額 得点の少数点以下は切捨て			20.0	20
4	事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	(1)組織体制	2-4①	・管理に必要な組織及び人数が配置されているか。	適	適・否		
			2-4②	・管理に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。				
			2-4③	・管理責任者について、適切な人材が確保できる予定か。 ・職員の指導育成・研修体制は十分か。				
		(2)危機管理・苦情対応等	2-4④	・個人情報の保護及び情報公開について、十分な配慮がなされているか。 ・入居者等からの苦情等に対して適切な対応がなされる予定か。	8.2	10	2	
			2-4⑤	・確実に円滑な指定管理業務の開始及び次期指定管理者への円滑な引継ができるか。			2	
			2-4⑥	・事故防止などの安全管理対策・体制は十分か。 ・事故及び災害時の対応体制は十分か。			2	
			2-4⑦	・同種・同等の施設の管理など、十分な能力・ノウハウを有しているか。			適	適・否
		(3)経済的基盤	(4)地元雇用・町内発注	2-4⑧	・申請者の財務状況は良好か。 ・金融機関・出資者等の支援体制は十分か。	14.6	20	4
				2-4⑨	・管理の内容が地域との連携や貢献を意識したものであるか。 ・職員の雇用や委託・修繕業務の発注、物品の調達等について、町内からの雇用や町内業者への発注等に配慮されているか。			4
				2-4⑩				6
合 計				81.0	100	100		